

使用料減免基準表

令和2年9月1日

利用団体	社会体育施設	学校体育施設	
	減免率	減免率	
国・県の外部機関	×	×	目的外申請の場合は条例の規定により減免が適用される場合あり
飯田市			
市主催	—	—	使用料等の徴収を要しない 市立を含む
市共催	100%	100%	
市後援	50%	50%	
市立幼保小中学校	—	—	使用料等の徴収を要しない 市立を含む
市内私立幼稚・保育園	100%	100%	子どもが主体のものに限る
社会教育関係団体			文化・スポーツ活動を自主的・組織的に展開する市内在住者で組織する団体
一般	100%	100%	
総合型地域スポーツクラブ(設置地区は市内に限る)	100%	100%	設置地区内施設利用について該当
保護者会(幼保小中)	100%	100%	
PTA	100%	100%	
市外教育機関			
市外小中学校	×		
市外幼稚・保育園	×		
県内特別支援学校	100%		
飯伊地域高等学校	100%		
高野連、高体連(南信大会に限る、県大会以上は対象外)	50%		
飯伊地域外高等学校	×		
下伊那中学校体育連盟	100%	100%	大規模大会のみ、会議室のみの使用は除く
児童養護施設・障がい者(団体・個人)	100%	100%	年間券・回数券は対象としない
地域自治組織(まちづくり協議会等)	100%	100%	分館行事を含む
市スポーツ協会			会議室のみの利用は除く
市スポーツ協会が主催と認めた大会等	100%		各区分の適用にあつては、市スポーツ協会と協議する
その他の大会等	50%		
市スポーツ協会加盟団体の練習	×		
市スポーツ少年団・少年少女活動団体			会議室のみの利用は除く 中学生までの活動をいう
市スポーツ少年団の活動	100%	100%	
少年少女スポーツの活動	100%	100%	
少年少女の活動	100%	100%	
市長が公益上必要と認めた団体	ケースにより判断	ケースにより判断	
その他個人・団体			
市内個人・団体	×	×	

* 特別開場(条例で規定されている時間・期間以外の開場)の使用料については、原則として減免の対象とならない。

* 風越山麓研修センターの利用にあたり、利用者の概ね8割以上が中学生以下である場合に限り「少年」宿泊費については減免対象外とする。使用料の下限額設定有り。

飯田市教育委員会 生涯学習・スポーツ課
電話:0265-22-4511内線3733、3734 FAX:0265-53-4546